

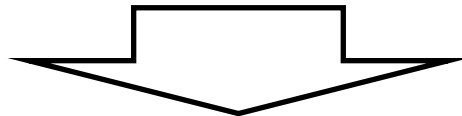
# 原告準備書面(13)の趣旨

原発の稼働・運転

周辺住民の生命・身体等の安全等確保が第一。

→ いかなる事故に対しても、住民の生命・身体等が守られることが最低限の条件。

→ ところが、被害想定・避難の実効性など現在の防災対策には看過しがたい問題があり、住民の人格権侵害は避けられない。



柏崎刈羽原発の再稼働・運転は許されない。

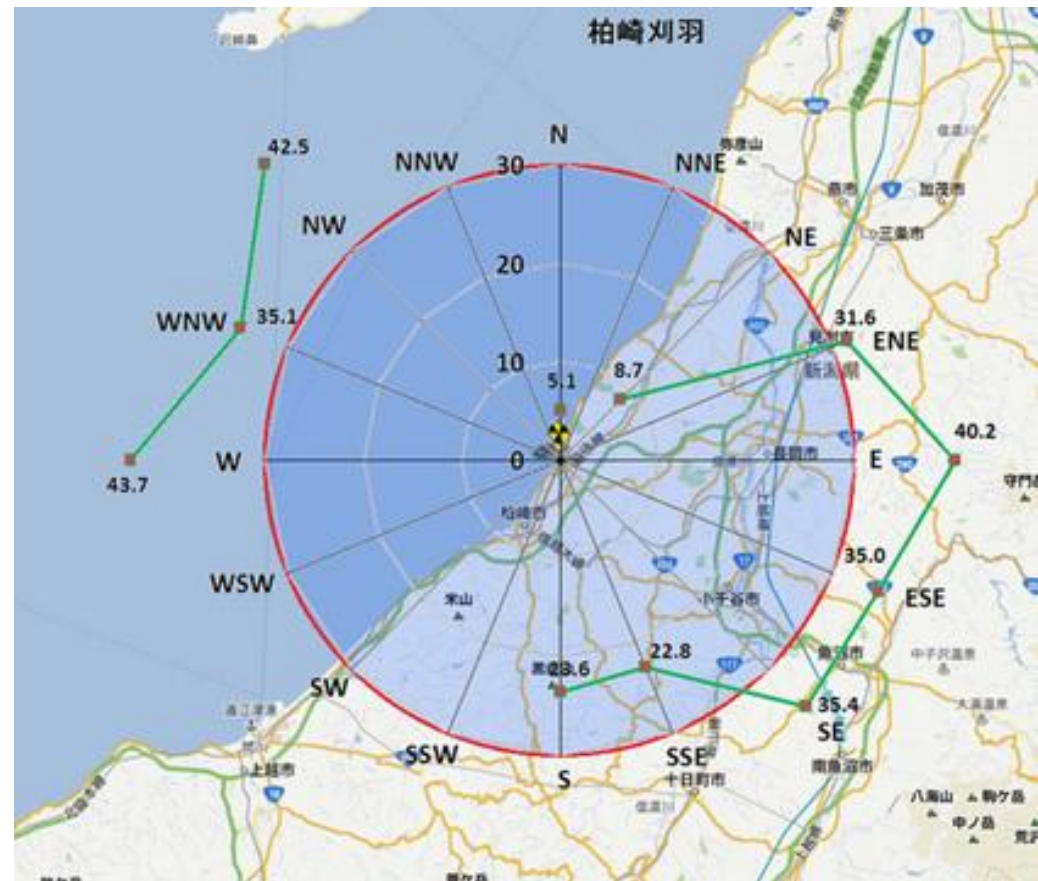
# 原子力規制委員会による放射性物質の拡散ミュレーション(2012.10.29)

## 【前提】

福島第一事故を前提に  
出力の違い(4倍)に応じた  
放射性物質を放出

## 【結果】

最大	西	40.2km
	西北西	31.6km
	南西	35.4km



# その問題点・限界

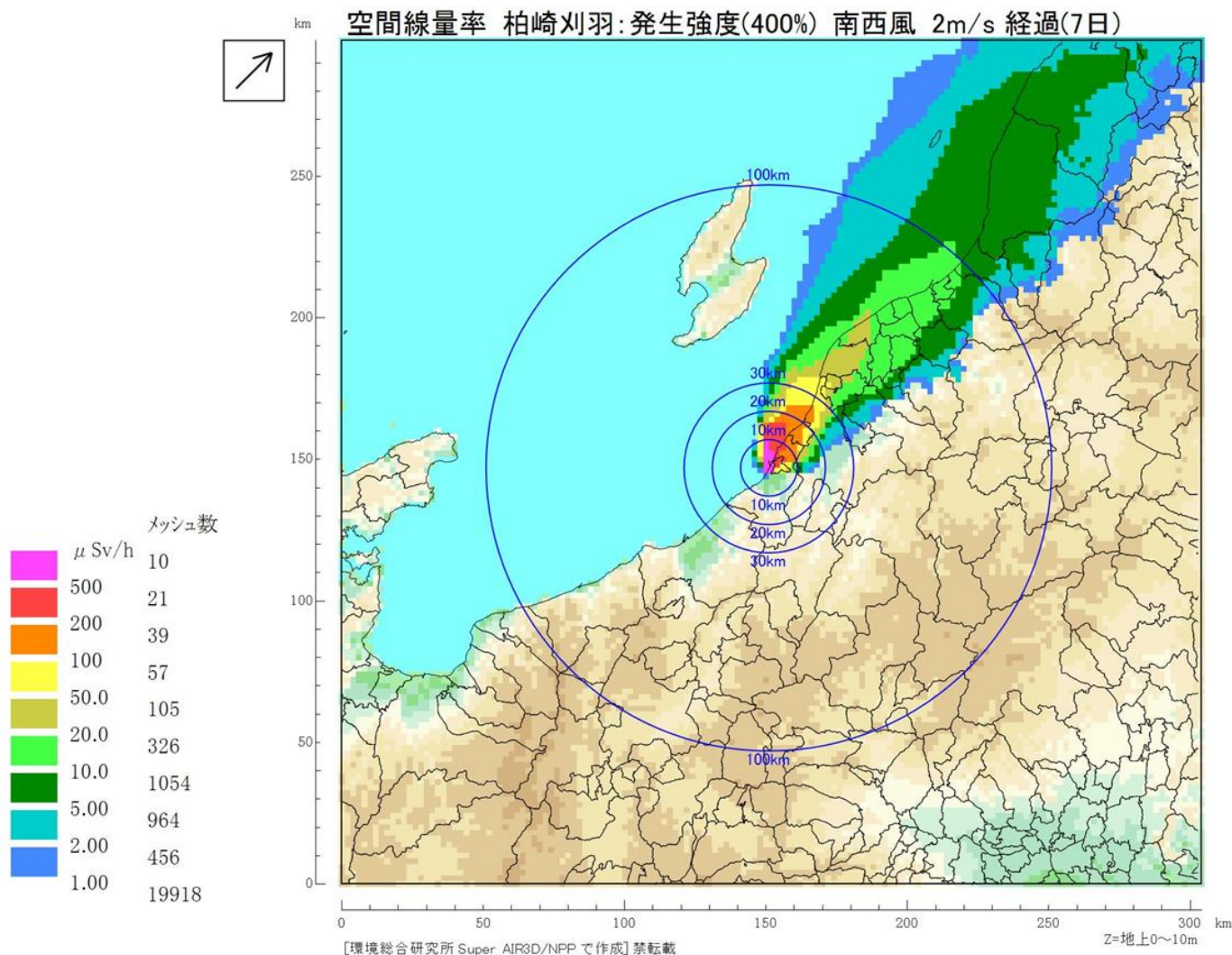
- ① 地形を考慮しない
- ② 平均化
- ③ 一方向に継続的拡散
- ④ 出現頻度を考慮

## 【拡散シミュレーションの限界について】

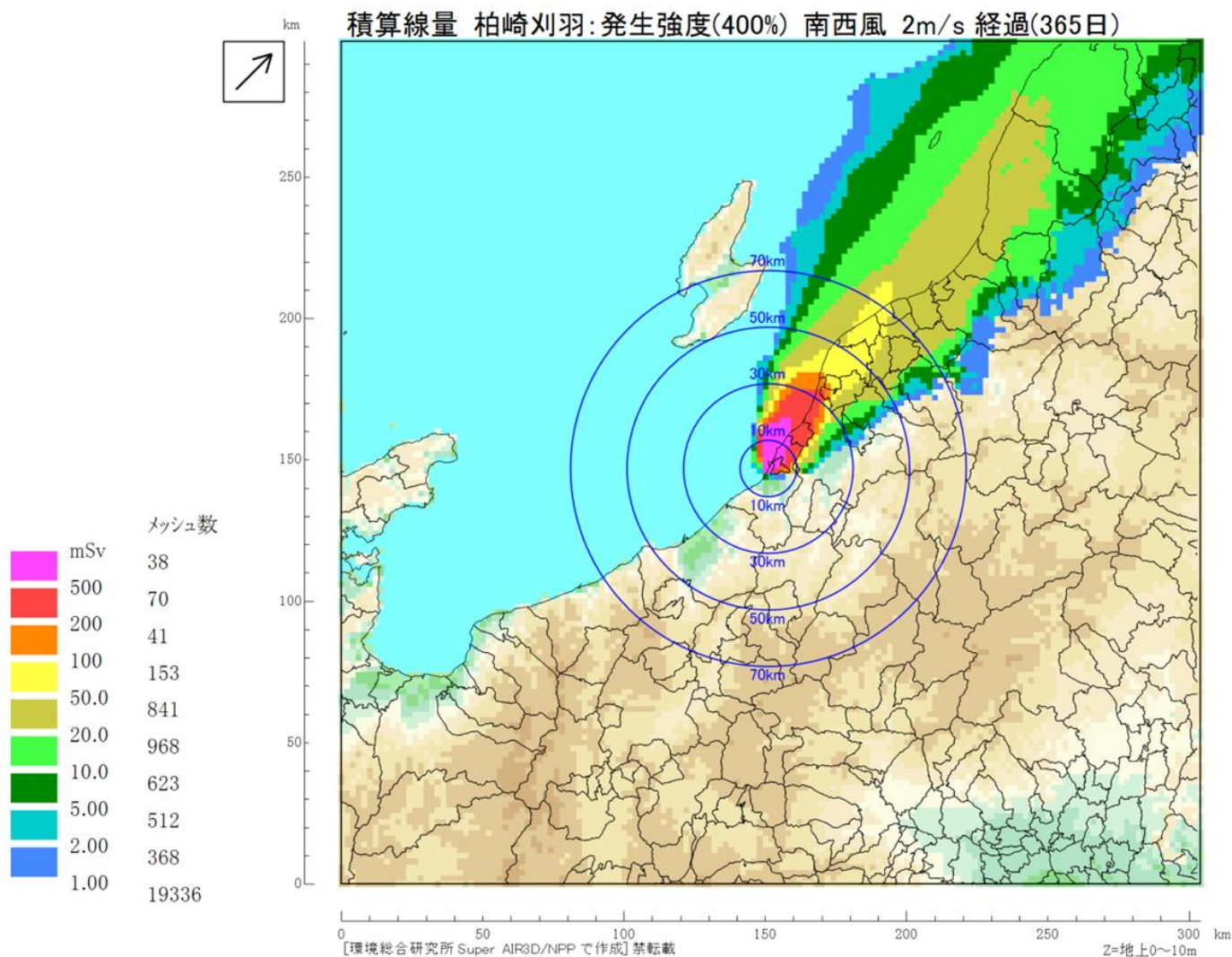
拡散シミュレーションは、以下のように精度や信頼性に限界があることを踏まえて、参考とすべき。

- 地形情報を考慮しておらず、気象条件についても放出地点におけるある一方向に継続的に拡散すると仮定していること。
- シミュレーションの結果は個別具体的な放射性物質の拡散予測を表しているのではなく、年間を通じた気象条件などを踏まえた総体としての拡散の傾向を表したものであること。
- 初期条件の設定(放射性物質の放出シナリオ、気象条件、シミュレーションの前提条件等)や評価手法により解析結果は大きく異なること。
- 各サイトで実測した1年分の気象データ8760時間(365日×24時間)を用いているため、すべての気象条件をカバーできるものではなく、また今後の事故発生時の予測をしたものでもない。

# 放射性物質の拡散予測例 1-①



# 放射性物質の拡散予測例 1-②



# 放射性物質の拡散予測例 2-①

